日本教科教育学会 表彰規程

(目的)

第1条 本規程は、日本教科教育学会が教科教育に関する研究及び実践の推進・向上を図る 活動の一環として各賞を設け、表彰することを目的として定める。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、日本教科教育学会学会賞として、功労賞及び奨励賞を置く。 (選考委員会)

第3条 別に定める学会賞選考委員会規程による。

(選考方法)

- 第4条 各賞の選考対象者および選考方法等の詳細については、別の各賞細則に定める。
 - (1) 学会賞選考委員会(以下、選考委員会という)は、推薦候補者名簿に基づいて 受賞候補者を選考し、選考結果を理事会に報告する。
 - (2) 理事会は、選考委員会の報告に基づき、受賞者候補者を審議の上、承認する。
 - (3) 選考委員会は、理事会で受賞候補者が承認されたことを総会で報告する。

(表彰)

第5条 表彰は、原則として本学会全国大会内において行い、表彰時点における本学会会長 名の賞状等を授与する。また、各賞の受賞者氏名を学会誌等に掲載して周知する。 (改廃)

- 第6条 本規程は、理事会の決議により改廃する。
- 附 則 令和元年 5 月 25 日制定 令和 6 年 11 月 9 日改定

日本教科教育学会 学会賞選考委員会規程

- 第1条 学会賞選考委員会(以下、選考委員会という)は、日本教科教育学会が設けた各賞 の受賞候補者の選定を行う。
- 第2条 選考委員会は、会長、副会長、および会長によって指名された若干名の役員によって構成される。
 - 2 委員長は会長が務め、委員長は職務代理として副委員長を指名できる。
 - 3 委員の任期は、原則として役員の任期に準ずるものとし、再任を妨げない。
- 第3条 本規程は、理事会の決議により改廃する。
- 第4条 本規程は、理事会の決議により改廃する。
- 附 則 令和元年 5 月 25 日制定 令和 4 年 10 月 8 日改定

日本教科教育学会 功労賞細則

(目的)

第1条 本細則は、日本教科教育学会功労賞(以下、功労賞という)に関し必要な事項を定め、適正な選定および選考を施行することを目的とする。

(選定の対象者)

第2条 功労賞は、原則として満65歳以上の日本教科教育学会正会員を選定の対象者とする。

(選定の基準)

第3条 功労賞は、本学会の理事・委員等を永く務め、学会活動の充実・発展や全国大会の 開催、会員の拡大等に対して特に顕著な功労があった者を対象とする。

(選定委員)

第4条 功労賞選定委員の構成は、別に定める学会賞選考委員会規程による。

(選定方法)

- 第5条 学会賞選考委員会(以下、選考委員会という)は、本学会の構成員に対して候補者 の推薦を依頼する。
 - 2 選考委員会は、所定の書式に基づき、3名以上の会員(理事1名以上を含む)の連名 にて功労賞の推薦を受け付け、推薦候補者名簿を作成する。
 - 3 選考委員会は、推薦候補者名簿に基づいて受賞候補者を選考する。
 - 4 選考委員会は、選考結果を理事会に報告し、受賞候補者の承認を得る。

(表彰)

- 第6条 日本教科教育学会全国大会期間中に開催される総会において受賞者を紹介し、会 長より賞状と副賞を授与する。
 - 2 表彰年度の学会誌等において、表彰者氏名を掲載する。

(改廃)

- 第7条 本細則は、理事会の決議により改廃する。
- 附 則 令和元年5月25日制定

日本教科教育学会 奨励賞細則

(目的)

第1条 本細則は、日本教科教育学会奨励賞(以下、奨励賞という)に関し必要な事項を定め、適 正な選定および選考を施行することを目的とする。

(選定の対象者)

- 第2条 奨励賞は、原則として以下のいずれかを満たす日本教科教育学会正会員又は学生会員を選 定の対象者とする。
 - (a) 推薦書受理の時点で、39歳以下である。
 - (b) 推薦書受理の時点で、修士課程、博士課程、専門職学位課程のいずれかに在学している。
 - (c) 推薦書受理の時点で、修士課程、博士課程、専門職学位課程のいずれかを修了または退学後8年未満であるか、博士の学位取得後8年未満である。

(選定の基準)

第3条 奨励賞は、今後の教科教育学研究の発展および教科教育実践への貢献の契機・基礎となる、独創的・先進的な研究を行い、その成果を日本教科教育学会誌又はInternational Journal of Curriculum Development and Practice に発表した者を対象とする。対象となる論文は、原則として、推薦期限の日から過去2年以内に発表されたものとする。なお、本賞の受賞は1度限りとする。

(選定委員)

第4条 奨励賞選定委員の構成は、別に定める学会賞選考委員会規程による。

(選定方法)

- 第5条 学会賞選考委員会(以下、選考委員会という)は、本学会の構成員に対して候補者の推薦 を依頼する。
 - 2 選考委員会は、所定の書式に基づき、2名以上の正会員(理事1名以上を含む)の連名にて 奨励賞の推薦を受け付け、推薦候補者名簿を作成する。
 - 3 選考委員会は、推薦候補者名簿に基づいて受賞候補者を選考する。
 - 4 選考委員会は、選考結果を理事会に報告し、受賞候補者の承認を得る。

(表彰)

- 第6条 日本教科教育学会全国大会期間中に開催される総会において受賞者を紹介し、会長より賞状 と副賞を授与する。
 - 2 表彰年度の学会誌等において、表彰者氏名を掲載する。

(改廃)

- 第7条 本細則は、理事会の決議により改廃する。
- 附 則 令和6年11月9日制定